

センター指導車に AED 搭載のお知らせ

近年、AED（自動体外式除細動器。Automated External Defibrillator）については、公共施設等で積極的な設置が進められており、タクシー業界においても公共交通機関の社会貢献として、タクシーの営業所やタクシー車内等への設置が進められております。

東京タクシーセンターにおいては、平成 19 年に館内の運転者研修施設に AED を設置、全職員が救命講習を受講し緊急時に備えております。

また「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価制度」の加点措置項目として推奨しているところであります。

この度、新たな社会貢献の一環として、令和 5 年 3 月 1 日より街頭指導で使用しているセンター指導車に AED を搭載し、指導車の車体に「AED 搭載車」であることを表示しています。

なお、緊急時など必要性が生じた場合は、お声がけいただければどなたでもご利用できます。



〈問合せ先〉



公益財団法人 東京タクシーセンター
東京都江東区南砂 7-3-3

担当：指導業務グループ 指導関係
企画広報課

電話：03-3648-2155
電話：03-3648-9036